

表３－６　水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準設定状況（平成23年3月現在）

（単位：mg/l）

項 目	業 種 区 分	水質汚濁 防止法に 基づく 一律基準	上 乗 せ 排 水 基 準																								
			九頭竜川水域				筥の川・井の口川水域		北川・南川水域		北川地先海域		九頭竜川地先海域		北潟湖水域		耳川水域		越前・加賀海岸地先海域		敦賀湾海域		三方五湖水域		若狭湾東部海域		
			新 設		既 設		新 設	既 設	新 設	既 設	新 設	既 設	新 設	既 設	新 設	既 設	新 設	既 設	新 設	既 設	新 設	既 設	新 設	既 設	新 設	既 設	
			排水量3,000m ³ /日 (下水道にあっては50,000m ³ /日)																								
			未満	以上	未満	以上																					
B O D ・ C O D	１．食料品製造業	160(120)	80(60)	70(50)	120(100)	100(85)	80(60)	120(100)	80(60)	120(100)	80(60)	120(100)	－	－	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	80(60)	120(100)	80(60)	120(100)	30(20)	40(30)	80(60)	120(100)	
	２．繊維工業（染色整理業を含む）	〃	60(50)	50(40)	100(80)	85(70)	60(50)	100(80)	60(50)	100(80)	40(30)	50(40)	－	－	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	
	３．紙・パル プ・紙加工 品製造業	中芯用セミケミカル パルプ製造業	120(100)	100(85)	150(110)	130(100)	60(50)	100(80)	60(50)	100(80)	40(30)	50(40)	－	150(110)	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	
		その他	70(55)	60(45)	120(100)	100(85)							－	－													
	４．化学工業	医薬品製造業	〃	80(60)	70(50)	150(120)	130(100)	50(40)	80(60)	50(40)	80(60)	40(30)	50(40)	－	－	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	30(20)	40(30)	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)
		その他	50(40)	45(35)	80(60)	70(50)																					
	５．浄水施設・中央卸売市場の施設 又は試験研究機関等の施設	〃	60(50)	50(40)	120(90)	100(75)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	－	－	30(20)	40(30)	60(50)	－	60(50)	120(90)	60(50)	120(90)	30(20)	40(30)	60(50)	120(90)	
	６．旅館業	〃	80(60)		－		80(60)	－	80(60)	－	80(60)	－	－	－	30(20)	－	80(60)	－	80(60)	－	80(60)	－	30(20)	－	80(60)	－	
	７．非金属鉱業及び鉱物・土石粉碎 等処理業	〃	60(50)	50(40)	120(90)	100(75)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	－	－	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	
	８．し尿処理施設	〃	－(30)		－(30)		－(30)	－(30)	－(30)	－(30)	－(30)	－(30)	－	－	－(30)	－	－(30)	－	－(30)	－	－(30)	－(30)	－(30)	－(30)	－(30)	－(30)	
９．下水道終末処理施設	〃	－(20)		－(60)		－(40)	－(20)	－	－(20)	－	－(20)	－	－(30)	－	－(20)	－	－(20)	－	－(20)	－	－(20)	－(20)	－(20)	－	－(20)	－	
10．その他	〃	60(50)	50(40)	120(90)	100(75)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	－	－	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	40(30)	50(40)	30(20)	40(30)	40(30)	50(40)		
S S	１．食料品製造業	200(150)	120(100)		150(120)		110(90)	150(120)	110(90)	150(120)	110(90)	150(120)	－	－	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	110(90)	150(120)	110(90)	150(120)	40(30)	50(40)	110(90)	150(120)	
	２．繊維工業（染色整理業を含む）	〃	90(70)		120(100)		90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	－	－	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	
	３．紙・パル プ・紙加工 品製造業	中芯用セミケミカル パルプ製造業	120(100)	160(120)		90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	－	160(120)	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)		
		その他	120(100)	150(120)								－	－														
	４．化学工業	〃	90(70)		120(100)		60(50)	90(70)	60(50)	90(70)	60(50)	90(70)	－	－	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	60(50)	90(70)	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	
	５．浄水施設・中央卸売市場の施設 又は試験研究機関等の施設	〃	90(70)		120(100)		90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	－	－	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	
	６．旅館業	〃	120(100)		－		120(100)	－	120(100)	－	120(100)	－	－	－	40(30)	－	120(100)	－	120(100)	－	120(100)	－	40(30)	－	120(100)	－	
	７．非金属鉱業及び鉱物・土石粉碎 等処理業	〃	150(120)		－		150(120)	－	150(120)	－	150(120)	－	－	－	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	150(120)	－	150(120)	－	40(30)	50(40)	150(120)	－	
	９．し尿処理施設	〃	－(70)		－(70)		－(70)	－(70)	－(70)	－(70)	－(70)	－(70)	－	－	－(70)	－	－(70)	－	－(70)	－	－(70)	－(70)	－(70)	－(70)	－(70)	－(70)	
	9．下水道終末処理施設	〃	－(70)		－(120)		－(70)	－	－(70)	－	－(70)	－	－(30)	－	－(70)	－	－(70)	－	－(70)	－	－(70)	－(70)	－(70)	－	－(70)	－	
10．その他	〃	90(70)		120(100)		90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	－	－	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	90(70)	120(100)	40(30)	50(40)	90(70)	120(100)		

（資料：環境政策課）

- （注）１．新設とはS53.8.1以降に設置されたものをいう。のり抜き施設、浄水施設、旅館業、中央卸売市場の施設又は試験研究機関等の施設に係る特定事業場（以下「追加特定事業場」という）以外でS48.1.1～S53.7.31に設置されたものは、排水量の多少にかかわらず排水量 3,000㎥/日未満新設の欄の基準値が適用される。
- ２．追加特定事業場の既設のものについては、S59.6.25から適用する。
- ３．追加特定事業場以外の新設のものは、筥の川・井の口川水域S49.4.1、北川・南川水域、北川地先海域S49.10.1、北潟湖水域、耳川水域、九頭竜川地先海域S51.6.24、越前・加賀海岸地先海域、敦賀湾海域S52.1.1、三方五湖水域、若狭湾東部海域S53.1.1以降に設置されたものをいう。追加特定事業場の新設のものは、筥の川・井の口川水域、北川・南川水域S54.8.1、北潟湖水域、耳川水域S55.8.1、越前・加賀海岸地先海域S56.8.1、北川地先海域、敦賀湾海域、三方五湖水域、若狭湾東部海域S57.8.1以降に設置されたものをいう。
- ４．基準値の（ ）内は日間平均。BODは河川、CODは海域および湖沼に排出される排水に限りて適用される。